## 若竹学級利用に係るQ&A

## 1 入級・利用基準

- Q1-1 利用料の滞納がありますが利用できますか。(兄弟姉妹分の滞納を含む)
- A1-1 滞納がある場合は、利用を制限する場合があります。
- Q1-2 長期休み(夏休み等)のみの利用はできますか。
- A 1 2 申請期限までに必要な「利用申請書類」を提出いただければ、審査・空き状況により利用できます。
- Q1-3 産前産後休暇(産休)のみの利用はできますか。
- A 1 3 保護者が、①8週間以内に出産を予定している期間、または、②出産してから8 週間以内の期間利用できます。※多胎妊娠の場合、産前14週以内
- Q1-4 慣らし保育はありますか。
- A1-4 慣らし保育はありません
- Q1-5 勤務終了時刻が、平日の午後2時30分より早い場合は利用できますか。
- A1-5 原則として、平日の午後2時30分~6時30分の一部又は全部の時間に勤務されている場合に利用できます。また、夜間勤務や交代勤務で平日の午後2時30分~6時30分に自宅で休まれている場合も利用できます。
- Q1-6 勤務が週に何日以上あれば利用できますか。
- A1-6 月12日以上かつ月48時間以上勤務されている場合に利用できます。 勤務されている時間帯等により利用区分(通年・長期休みのみ)が異なりますので、ご注意ください。
- Q1-7 自宅に祖父母がいますが病気がちで子供の世話ができません。入級できますか。
- A 1 7 祖父母(監護者)が疾病、負傷等のため加療を要する場合は、祖父母様の診断書を ご提出いただき審査いたします。
  - ※「加療を要する期間」「児童を監護できない旨」の記載が必要です。 また、利用開始日時点で75歳以上の場合、年齢が確認できる公的な本人確認書 類の写しをご提出いただき審査いたします。
- Q1-8 両親が勤務しており、他の同居人も病気の場合は入級できますか。
- A 1 8 他の同居人の方の診断書をご提出いただき、書類の内容や聞き取りを踏まえ、入 級の可否を判断します。

- Q1-9 仕事をしていない場合でも、利用申請できますか。
- A 1 9 仕事をしていなくても、監護者の就学・疾病・障がい・要介護や、親族等の介護・ 看護を行う場合、出産や求職等の場合は申請できます。
- Q1-10 求職中ですが若竹学級の利用はできますか。
- A 1 10 監護者が求職中の場合も利用できます。利用期間は、入級が決定した月の1日から通算3ヶ月が最長とし、年度内に1回限りの利用となりますので、ご了承ください。(提出書類についてはQ2-8参照)
- Q1-11 若竹利用中に途中退出し塾等へ通い、再び若竹へ戻ってくることはできますか。
- A 1-11 若竹学級では中抜けして利用することはできません。
- Q1-12 今年度、異なる時期に兄弟姉妹で利用したいのですが、口座は引き継がれますか。
- A 1 12 異なる時期に申し込みした場合、利用申請書の保護者様が兄弟姉妹で同一の場合に引き継がれます。
  - 例)兄 申込 申請者 父
  - 例) 弟 申込 申請者 母 ⇒口座は引き継がれません。

## 2 入級手続きについて

- Q2-1 入級申請の書類はどこにありますか。
- A 2 1 各小学校の若竹学級にあります。 また、「和歌山市青少年課」または「株式会社 KEG リソース 若竹学級」ホームページからも、一部の様式についてダウンロードできます。(複写式の書類等、ダウンロードできない書類がございますのでご注意ください。)
- Q2-2 入級はいつできますか。
- A 2 2 「若竹学級利用申請書のしおり」に記載しています。 利用する月の前々月1日 ~ 前月10日の期間に申請すれば、翌月の1日から 利用できます。(例:9月入級→7月1日~8月10日までに申請)
- Q2-3 就労証明書の保護者記入欄は、勤務先で記入してはいけませんか。
- A2-3 勤務先で記入していただいても結構です。
- Q2-4 就労証明書の会社が押印する欄は、代表取締役のものでないといけませんか。
- A 2 4 適切な代表者(所属長等)のもので代えることができます。肩書を明確に記載してください。(訂正の場合も同じ印を使用してください。)
- Q2-5 入級結果はいつ発表になりますか。

- A 2 5 前月10日の締切後に審査のうえ、結果をご連絡いたします。 締切日が休日等で後ろにずれる場合、月末近くになることもございますので、ご 了承ください。
- Q2-6 書類が期限に間に合いません。
- A2-6 監護者の急病などの特別な事情を除き、期限経過後の申請・利用はできません。
- Q2-7 家族が個人事業主として働いており、その手伝いをしています。どのような書類 が必要ですか。
- A 2 7 就労申告書(個人事業主・専従者等)と事業主の確定申告書Bの写しが必要です。 配偶者が専従者の場合は、確定申告書B第二表の写し(事業専従者に関する事項 欄に氏名の記載が必要)の提出が必要です。 配偶者控除や扶養控除となっている場合は対象外で、若竹学級の利用はできま せんので、ご注意ください。
- Q2-8 求職中です。どのような書類が必要ですか。
- A2-8 ご本人様の求職活動の内容に合わせ、下記の書類をご用意ください。
  - ① ハローワークの受付票のコピー (ご本人様の氏名、バーコードが記載されているA4用紙)
  - ② 求人申込完了画面のコピー (求職サイトなどを利用し、インターネットで申し込まれた場合)
  - ③ 求職活動誓約書
    - (ハローワークへ訪問し求人検索やご相談された日、企業への面接日などを活動実績として数えてください。利用申請日までの30日間に5日以上の実績が必要です。)
  - ※①②のいずれか1つと、③の計2点をご提出ください。
- Q2-9 通学していない若竹学級に入級できますか。
- A 2 9 若竹学級は、通学している(予定の)小学校、義務教育学校の若竹学級のみ利用 可能です。
- 3 利用変更について(住所変更・就労先変更等)
- Q3-1 住所変更したのですが、どうすればいいですか。
- A3-1 市内の他校に転校し、転校先でも若竹学級を利用する場合は、転校前の若竹学級に「利用終了届」を、転校先の若竹学級に「放課後児童健全育成事業利用申請書」を通常の利用申請と同様に前月10日までに提出してください。なお、転校先の若竹学級が定員に達している場合は、空きが出るまで待機いただく場合があります。

転校先の学校が確定して、転校前に上記の手続きを行う場合、住所変更により校 区が変わることを確認できる書類(住居の売買契約書、賃貸借契約書の写し等) を添付してください。

- Q3-2 年度途中に就労先が変わった場合、就労証明書の提出は必要ですか。
- A3-2 「放課後児童健全育成事業利用申請変更届」と新しい「就労証明書」を提出して ください。
- Q3-3 離婚等で保護者が変わるので、登録している保護者名を変更したいのですが、どうすればいいですか。
- A3-3「放課後児童健全育成事業利用申請変更届」の提出が必要です。

## 4 利用料について

- Q4-1 利用料の支払いはいつですか。
- A4-1 「若竹学級利用申請書のしおり」の最終ページに各月の納期限を記載しています。
- Q4-2 月の途中に入級・利用終了した場合、1か月分の利用料がかかりますか。
- A4-2 1日も利用がない場合でも、在籍していれば1か月分の利用料が必要です。
- Q4-3 利用を終了したいのですが、いつまでに届を出せば利用料はかかりませんか。
- A4-3 利用を終了する月の末日までに、「利用終了届」を提出してください。 (例)5月で利用を終了する場合
  - →5月末までに「利用終了届」を提出してください。
- Q4-4 離婚等でひとり親になった場合、利用料の減免はありますか。
- A 4 4 所得の状況等により減免になる場合があります。詳しくは、入級決定時にお渡し する資料をご確認ください。
- Q4-5 利用料の減免はどこに提出すればいいですか。
- A4-4 市役所の青少年課へ提出してください。(各小学校の若竹学級ではありません。)